

地 福 第 1112号

平成16年5月19日

高齢介護室長 様

地域保健福祉室長

「訪問介護員に関する省令について」の一部改正に伴う居宅介護  
従業者養成研修修了者等の取扱いについて（通知）

平成16年3月26日付老振発第0326001号厚生労働省老健局振興課長より通知のあった「『訪問介護員に関する省令について』の一部改正について」により、下記のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

なお、貴職所管関係団体、関係機関への周知方よろしくお願いします。

記

1 訪問介護員の具体的範囲等（政令第3条関係）

「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号）第2号から第16号までに掲げる研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、当該研修において履修した科目が大阪府知事指定訪問介護員養成研修事業者の実施する研修課程において履修すべき科目と重複すると認められる科目を別紙のとおり免除する。

2 実施時期

平成16年4月1日より適用する。

健康福祉部地域保健福祉室  
地域福祉課事業者振興育成グループ  
担当：深谷、山崎  
TEL 06-6910-7088（直）4506（内）

## 訪問介護員養成研修教科免除一覧

1 看護師等の資格を有する者

1 級課程
全 科 目

※看護師等の業務に従事していた時期から相当の期間を経ている者又は在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験のない者については、職場研修等を行うことが望ましい。

2 居宅介護従業者等養成研修（「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号）第2号から第16号までに掲げる研修）の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者。

(1) 居宅介護従事者養成研修1級課程修了者

1 級課程
全 科 目

(2) 居宅介護従事者養成研修2級課程修了者

2 級課程
全 科 目

(3) 居宅介護従事者養成研修3級課程修了者

3 級課程
全 科 目

(4) 視覚障害者移動介護従業者養成研修修了者

2 級課程	3 級課程
ホームヘルパーの職業倫理 (2時間) 障害者(児)福祉の制度とサービス (3時間)	ホームヘルパーの職業倫理 (2時間) 障害者(児)福祉の制度とサービス (2時間)

(5) 全身性障害者移動介護従業者養成研修修了者

2 級課程	3 級課程
ホームヘルパーの職業倫理 (2時間) 障害者(児)福祉の制度とサービス (3時間)	ホームヘルパーの職業倫理 (2時間) 障害者(児)福祉の制度とサービス (2時間)

(6) 知的障害者移動介護従業者養成研修修了者

2 級課程	3 級課程
ホームヘルパーの職業倫理 (2時間) 障害者(児)福祉の制度とサービス (3時間)	ホームヘルパーの職業倫理 (2時間) 障害者(児)福祉の制度とサービス (2時間)

(7) 日常生活支援従業者養成研修修了者

2 級課程
ホームヘルパーの職業倫理 (2時間)

※ 上記(1)～(7)の研修は相当する研修を含むものとする。

3 介護等の実務経験を有する者

(1) 訪問介護サービス従事者

2 級課程	3 級課程
サービス提供の基本視点 (3時間) 高齢者福祉の制度とサービス (3時間) 障害者(児)福祉の制度とサービス (3時間) ホームヘルプサービス概論 (3時間) 介護概論 (3時間) 家事援助の方法 (4時間) 医学の基礎知識 I (3時間) 共感的理解と基本的態度の形成 (4時間) 基本介護技術 (30時間) レクリエーション体験学習 (3時間) 介護実習 (16時間) ホームヘルプサービス同行訪問 (8時間) 在宅サービス提供現場見学 (6時間)	全 科 目

(2) 上記以外の者

2 級課程	3 級課程
サービス提供の基本視点 (3時間) 高齢者福祉の制度とサービス (3時間) 障害者(児)福祉の制度とサービス (3時間) 介護概論 (3時間) 家事援助の方法 (4時間) 医学の基礎知識 I (3時間) 共感的理解と基本的態度の形成 (4時間) 基本介護技術 (30時間) レクリエーション体験学習 (3時間) 介護実習 (16時間) 在宅サービス提供現場見学 (6時間)	サービス提供の基本視点 (3時間) 高齢者福祉の制度とサービス (2時間) 障害者(児)福祉の制度とサービス (2時間) サービス利用者の理解 (3時間) 介護概論 (3時間) 家事援助の方法 (4時間) 医学の基礎知識 I (3時間) 心理面への援助方法 (2時間) 共感的理解と基本的態度の形成 (4時間) 介護技術入門 (10時間) ホームヘルプサービス同行訪問見学 (4時間) 在宅サービス提供現場見学 (4時間)

4 介護サービス技能審査に合格した者

(1) 向上コース(注1)を修了し技能審査受験資格を得て取得した者

2級課程	3級課程
介護概論 (3時間)	介護概論 (3時間)

(2) 短期課程(注2)を修了し技能審査受験資格を得て取得した者

2級課程	3級課程
福祉理念とケアサービスの意義 (3時間)	サービス提供の基本視点 (3時間)
サービス提供の基本視点 (3時間)	高齢者福祉の制度とサービス (2時間)
高齢者福祉の制度とサービス (3時間)	障害者(児)福祉の制度とサービス (2時間)
障害者(児)福祉の制度とサービス (3時間)	ホームヘルプサービス概論 (3時間)
ホームヘルプサービス概論 (3時間)	サービス利用者の理解 (3時間)
ホームヘルパーの職業倫理 (2時間)	介護概論 (3時間)
障害・疾病の理解 (8時間)	家事援助の方法 (4時間)
高齢者・障害者(児)の心理 (3時間)	医学の基礎知識Ⅰ (3時間)
高齢者・障害者(児)の家族の理解 (3時間)	心理面への援助方法 (2時間)
介護概論 (3時間)	共感的理解と基本的態度の形成 (4時間)
介護事例検討 (3時間)	介護技術入門 (10時間)
住宅・福祉用具に関する知識 (4時間)	ホームヘルプサービス同行訪問見学 (4時間)
家事援助の方法 (4時間)	在宅サービス提供現場見学 (4時間)
医学の基礎知識Ⅰ (3時間)	
在宅看護の基礎知識Ⅰ (3時間)	
リハビリテーション医療の基礎知識 (2時間)	
共感的理解と基本的態度の形成 (4時間)	
基本介護技術 (30時間)	
レクリエーション体験学習 (3時間)	
介護実習 (16時間)	
在宅サービス提供現場見学 (6時間)	

※注(1) 向上コース

介護労働安定センターが実施している介護労働者職業講習のうち、全国民営職業紹介事業協会に委託して実施している研修。

※注(2) 短期課程

職業能力開発促進法施行規則第11条第5項及び職業能力開発促進法第19条第2項第7号に規定する短期課程(総訓練時間700時間以上)における介護に関する訓練

5 3級課程または居宅介護従業者養成研修3級課程修了後、2級課程の研修を受講する者

2級課程	
サービス提供の基本視点	(3時間)
ホームヘルプサービス概論	(3時間)
介護概論	(3時間)
家事援助の方法	(4時間)
共感的理解と基本的態度の形成	(4時間)
レクリエーション体験学習	(3時間)
在宅サービス提供現場見学	(6時間)